

公益財団法人田附興風会公的研究費等不正防止計画

(平成27年3月9日制定)

(平成31年4月1日改定)

(令和3年4月1日改定)

(令和4年10月1日改定)

(令和5年7月7日改定)

公益財団法人田附興風会（以下「本法人」という。）は、公益財団法人田附興風会公的研究費等取扱規程（以下「規程」という。）に基づく不正防止計画を以下のとおり定める。

第1 目的

不正防止計画は、本法人における公的研究費等の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

第2 不正防止計画の趣旨

- 1 不正防止計画は、本法人における公的研究費等の管理に係る実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し本法人が優先的に取り組むべき事項について、具体的に定めるものとする。
- 2 不正防止計画は、本法人における不正防止計画の実施状況、改善状況並びに関係各省庁等からの通達等を勘案し、適宜見直すものとする。

第3 構成員の行動規範等

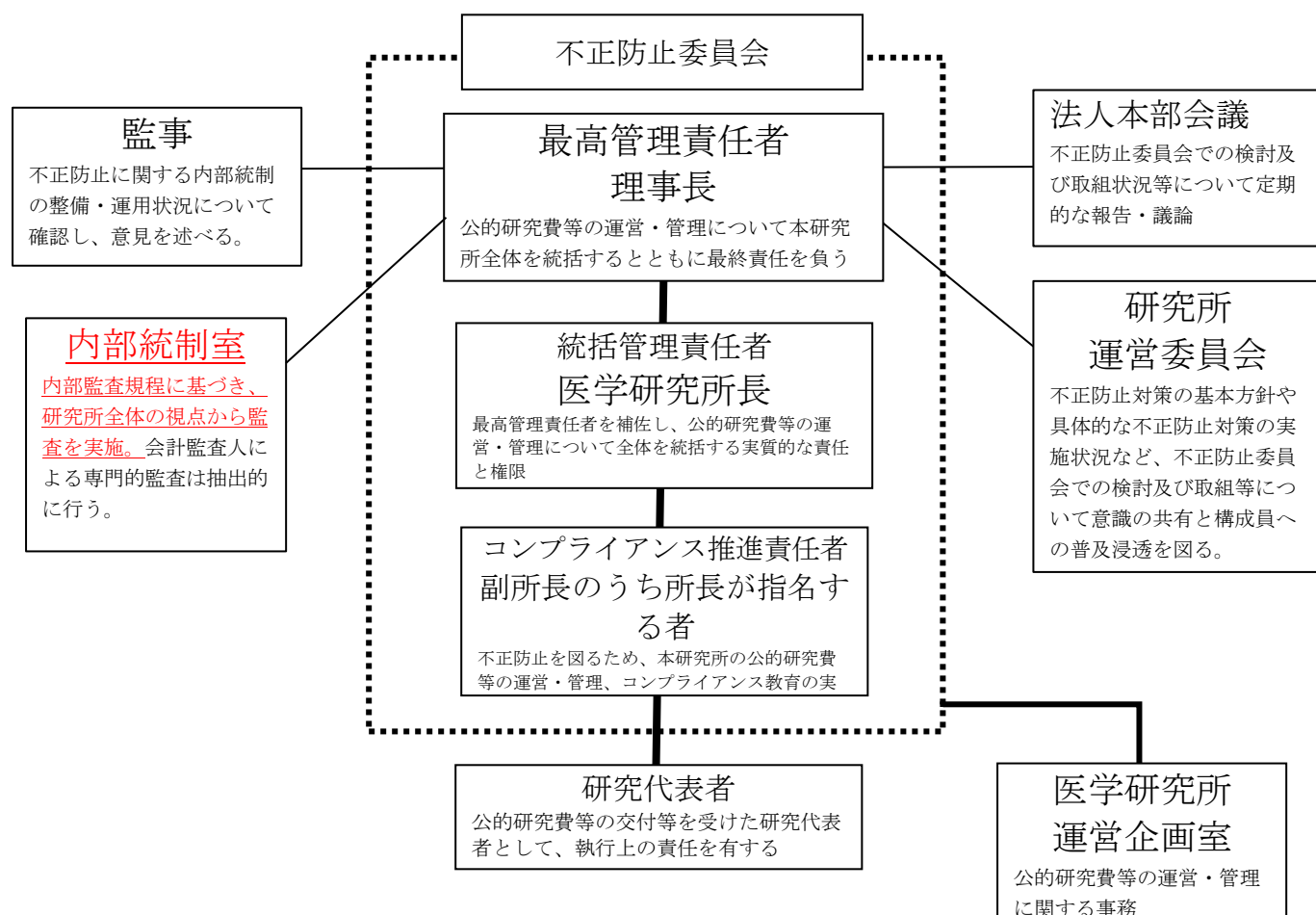
- 1 研究者は次の行動規範に従って行動するものとする。
 - (1) 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
 - (2) 研究費の不正使用を行わない。
 - (3) 研究費の不正使用に加担しない。
 - (4) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
 - (5) 研究費の不正使用を黙認しない。
- 2 研究費を取扱う職員等にあつては、次の行動規範に従って行動するものとする。
 - (1) 規程及び不正防止計画を理解し研究者に周知する。
 - (2) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
 - (3) 研究費の不正使用を黙認しない。

- 3 構成員は、研究費の使用に係る関係規定等の遵守について、規程第12条第2項に定める誓約書を自署により最高管理責任者に提出するものとする。
- 4 本法人の構成員は、前項で定める誓約書の提出がない場合は、公的研究費等の運営・管理に関わるができない。
- 5 本法人の構成員が研究費の不正使用を行った場合は、処分等を行い、加えて本法人内の研究支援事業への応募資格を一定期間停止する。
- 6 本法人の構成員が研究費の不正使用に加担もしくは黙認した場合は、処分等を行うこと、及び本法人内の研究支援事業への応募資格を一定期間停止することがある。
- 7 不正防止対策の不徹底により構成員が研究費の不正使用を行った場合及び加担もしくは黙認した場合は、管理責任者等にも処分等を行うことがある。

第4 不正防止計画の実施責任

- 1 公的研究費等の適正管理における責任体制は、規程第6条から第11条までに定めるところによる。
- 2 不正防止委員会

【不正防止実施責任体制】



第5 周知

- 1 統括管理責任者は、関係規程及び不正防止計画を構成員に周知しなければならない。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育委の実施と受講状況の管理等を行わなければならない。

第6 モニタリング等

- 1 不正防止委員会は公的研究費等の適正管理に係る実態の把握及び検証を行うためモニタリングを行い、把握された課題について情報共有し、不正防止計画の改善に活用する。
- 2 モニタリング及び内部監査の結果及び検証は、統括管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合、最高管理責任者に報告する。
- 4 前項に係わらず、最高管理責任者は、公的研究費等の適正管理に係る実態について、必要に応じて統括管理責任者に報告を求める。

第7 不正を発生させる要因に対する不正防止計画

不正を発生させる要因に対する不正防止計画及び当該不正防止計画を実施するための具体的な行動を別表のとおり定める。

第8 不正な経理等を受けた対応

統括管理責任者は、公的研究費等に係る不正使用等が行われたことが明らかになったときは、当該不正使用等に関する改善策を講じ、不正防止計画の実施状況を検証、及び当該検証結果に基づいて改善の指示をするものとする。

第9 実務者会議の設置

統括管理責任者が必要と認める場合は、不正防止委員会に実務者会議を置き、不正防止計画の推進に関し必要な実務上の手続き等を決定・実施させることができる。

別表

A. 競争的資金等の適正管理を促進する環境の整備		
不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動
1. 使用ルール、規程等の理解不足	1. 使用ルール、規程等の周知	公的研究費ルールブック、説明会等により、使用ルール、規程等を周知する。
		公的研究機関である本法人においては、私的な物品購入等（公私の区別がつきにくいものを含む）はできないことを研究費使用ルールブック等で周知する。
2. 不明瞭な責任体制	2－1. 責任体制の明確化	規程等により法人の責任体制を明確化する。
	2－2. 責任体制・職務権限の周知	通知、啓発資料等により、法人の責任体制・職務権限を周知する。
3. 運営・管理状況の把握が不十分	3. 運営・管理状況の定期的な把握	内部監査、不正防止計画実施状況報告書とりまとめ及びモニタリング等により、運営・管理状況を定期的に把握する。 競争的資金等が集中している部門については、特に重点的にモニタリング等を行う。
4. 情報共有の停滞	4－1. 関係者間の適切な情報共有	内部監査時等の機会を捉え、関係者の適切な情報共有を行う。
	4－2. 情報の発信	内部監査等の結果通知等により、法人内で共有すべき情報を定期的に発信する。
5. 法令遵守意識の低下	5. 法令遵守意識の向上	ルールブック等の作成、e-learning 研修の実施、説明会の開催等により、法令遵守意識の向上を図る。
		周知した使用ルール、関連規程等について、遵守する誓約書を提出させる体制を整える。
		不正発生時に研究所全体の研究活動に与える影響等を周知することにより法令遵守意識の向上を図る。

不正使用等の防止に向けた具体的項目の実施			
発生する不正リスク	不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動
B. 物品等の発注・検収			
年度を超えて資金を使用するための「預け金」	1. 経費執行の年度末集中	1. 早期・計画的執行の推進	執行状況を定期的に把握し、早期・計画的執行を啓発するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
	2. 予算の使い切り意識	2. 繰越制度等の周知	繰越制度等について、競争的資金の採択時、執行開始時等、時期に応じた繰越制度の周知により関係者に制度を浸透させ、適切な執行を行う。
	3. 検収制度への理解不足	3. 検収制度の周知	ルールブック等の啓発資料等の配布、e-learning 受講促進、個別説明等により検収制度について周知する。
発注先の集中による「業者との癒着」	4. 発注制度の理解不足	5. 発注制度の周知	ルールブック等の啓発資料等の配布、e-learning 受講促進、個別説明等により、本法人においては原則として研究者発注を認めていないことについて周知する。
			取引業者に対し、発注制度を十分に理解して本法人との取引を行うよう周知する。

発生する不正リスク	不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動
C. 給与・謝金			
勤務実態のない「カラ給与」「カラ謝金」	1. 労働の対価との意識が不十分	1. 従事予定者に対する従事内容等の事前説明の徹底	従事予定者に対して、用務内容や従事する日時、単価等を事前に説明し、必ず従事意思の確認を行うとともに、実施同にも事前説明及び従事意思を確認した旨の記載をしたうえで、業務に従事する前に決裁を得ることを徹底する。
	2. 監督者による勤務時間管理が不十分	2. 監督者による勤務管理の徹底	監督者に対し、従事者の勤務が適切に行われているか自らの責任において確実に確認するよう、周知徹底する。
	3. 第三者による勤務実態の事実確認が容易でない	3. 事務職員による牽制体制の構築	事務職員が不定期に勤務時間中に現場に赴いて確認を行い、従事者と接触する機会を設ける等、実効性のある牽制体制を構築する。
D. 旅費			
旅行事実のない「カラ出張」、旅費の「水増し請求」	1. 旅費事実の確認が不十分	1. 提出書類・事実確認の徹底	本法人では経費により提出を求めるエビデンスが異なるため、特に事前の必要書類の周知に努める。また、事後に確認や追跡ができるよう、用務先、用務内容を具体的に記載することを徹底する。

公益財団法人田附興風会理事長 殿

誓 約 書

当社は、公益財団法人田附興風会（以下「貴法人」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守して、不正行為に関与しないことをここに誓います。また、当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

記

1. 貴法人が定めた規程等の使用ルール、その他の関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
2. 貴法人が公的研究費等に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には可能な限り、これに協力すること。
3. 貴法人の研究者等から、不正な要求があった場合には、貴法人の通報窓口へ連絡すること。

以 上

年 月 日

住 所 ・ 社 名 ・ 代 表 者 氏 名 ・ 印

誓 約 書

公益財団法人田附興風会理事長 殿

私は、公益財団法人田附興風会での研究活動を行うにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 研究倫理、行動規範に悖(もと)る行いをしないこと。
2. 公的研究費等は国民の貴重な税金で賄われているものであり、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するものであることを十分に認識すること。
3. 公的研究費等の使用にあたっては、当該資金の配分機関の定める使用ルール及び関係法令、並びに本法人の定める規程等（公益財団法人田附興風会の定める規程等を含む。）を遵守すること。
4. 研究活動にあたっては、業者・メーカー等利害関係者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、公正・清廉な行動をとること。
5. 前各号に違反し不正を行った場合は、配分機関及び公益財団法人田附興風会の定める処分の対象となり、法的な責任を負担すること。
6. 構成員は、前各号にあたって相互に連携・協力し、研究不正防止・公的研究費等の不正使用防止に努めること。

以 上

(以下必ず自書のこと。押印は不要)

年 月 日

所属部署・研究部

氏 名

事務局 使用欄	e-Learning 修了確認
------------	-----------------